平成２７年（フ）第３４６号
熊本市西区上代10丁目７―11、住民票上の住所熊本県水俣市浜4083番地
破産者　松永　康生
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０３号
埼玉県朝霞市北原２丁目１番23号　ラ・メージュ朝霞台209号、破産手続開始時の住所埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目１番25号
破産者　鈴木　浩二
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４４４号
川崎市麻生区上麻生５丁目10番24―303号
破産者　伊藤健太郎
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５１６号
川崎市川崎区浜町２丁目６番６号　アドバンテージ91　205
破産者　渡邉　知成
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５４７号
川崎市麻生区金程４丁目１番６号　Ｃ―１
破産者　阿部　祐市
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４１７号
愛知県大府市横根町平子205番地の３
破産者　市橋　忠洋
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４２号
埼玉県所沢市北所沢町2211番地
破産者　神立　雅通
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２７１号
埼玉県富士見市関沢２丁目26番38号
破産者　新井　喜枝
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４３２号
神奈川県中郡大磯町大磯1713番地90　ロイヤルテラス大磯301号、前住所神奈川県中郡大磯町大磯845番地36
破産者　春木　庸一
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４５３号
静岡市葵区新間1240番地の76
破産者　佐藤　具伯
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５４号
静岡市葵区二番町７番地の６　ローズガーデン107号
破産者　佐藤　豊子
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５９４号
静岡県焼津市下江留2179―３、住民票上の住所静岡県焼津市石津2255番地の12
破産者　良知　　進
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１３号
静岡県田方郡函南町仁田145番地の５　伊沢ハイツＤ―１、開始決定時の住所静岡県田方郡函南町平井892番地の247
破産者　清水　久志
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５６２号
愛知県尾張旭市庄中町１丁目４番地22、開始決定時の住所名古屋市名東区藤森西町1606番地
破産者　飯田　幸一
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３００号
神戸市須磨区清水台１番地の18　グレーシィ須磨アルテピアⅡ番街311号　野口方、従前の住所神戸市中央区元町通４丁目３番８―231号
破産者　敬島規容子
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２８号
大阪市東淀川区東中島５丁目17番16号　中井ハイツ　305号、従前の住所神戸市中央区中島通２丁目１番10号　青谷塚本ビル301号
破産者　安川　美保
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５号
福岡県宮若市龍徳７―146、住民票上の住所福岡県直方市大字植木1042番地３
破産者　松田　隆之
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第３５４号
大分県別府市若草町５番22号　協和第２ビル204号
破産者　林　　康則
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０２号
栃木県足利市利保町１丁目55番地３　ル・ソレイユＡ102、前住所栃木県足利市毛野新町１丁目181番地２　ニューヒルズ毛野Ｂ101
破産者　足澤　貴史
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部